想定問答

Ｑ１．高齢者もみんな元気で、見守られる必要はないようだが、なぜ「見守り活動」が必要なのか。

Ａ１．今は元気な人であっても、今後身体や心に変化があった時に誰かが気付くことが大切です。そのためには、普段から「見守り活動」を通じて、お互いのつながりを作っておくことが必要です。このような活動は、困った人や異変に気付く「アンテナ」の役割を持っています。

Ｑ２．ご近所同士で自然なお付き合いの中で助け合いが行われているし、わざわざ「見守り活動」をしなくてもいいのではないか。

Ａ２．自然なお付き合いの中で助け合いが行われていることは、理想的な状態ともいえるでしょう。ただ、個人的なつながりだけで助け合っている場合、世話している人が病気になったり引っ越しをすると、助け合いが途絶えたりすることもあります。また、一人で見守ることのできる範囲には限りがあります。「見守り活動」を仕組み化し、住民が協力し合って取り組むことで、継続した支援や充実した見守りができます。そして、一人では解決できないことでも解決につながることもあります。

　さらに、「何かあった場合にはどこの機関に連絡すればよいか」といった緊急時の対応についても、その方法をしっかり決めておくことで、緊急時の速やかな対応につながります。

Ｑ３．「見守り活動」の趣旨はわかるが、なぜ「見守りカード（意向確認カード）」のようなものに対象者の情報を書かなければならないのか。（なぜ色々と質問されなければならないのか。）

Ａ３．普段のお付き合いや見守り活動では問題になりませんが、万が一対象者に異変があった場合や、見守りしてもらっている方ができなくなった場合に、地区で対応しなくてはなりません。活動を継続していくためにも、対象者の情報の共有は必要です。なお、情報は最低限必要なものにとどめ、プライバシーや個人情報の管理には十分配慮することで、理解を求めましょう。

Ｑ４．見守りを拒否された。

Ａ４．今回は、できることから行うことを主眼にしているので、拒否された方を無理に説得する必要はありません。

ただし、事故や災害等で誰一人取り残さないという観点に立った場合は、拒否された方の状況も把握しておくことが求められます。まずは、外からのチェックなどできる範囲でそっと見守ることから始めてみるのが無難と思われます。

Ｑ５．「見守り活動」は誰が実施しているのか。

Ａ５．東地区コミュニティ推進協議会の取組の一つとして、東ふれあい会で、民生委員や保健協力員の方等地域の方と一緒に行っています。

Ｑ６．質問された内容（見守りカード）についてプライバシーはどうなっているのか。

Ａ６．お聞きした内容については、見守り活動を行う一部の人のみで共有します。

また、見守り活動に関することのみに使用し、他の目的には使用することはありません。